

社会福祉法人 サポートセン ター虹	八戸市大字尻内 七の字鴨ヶ池一	共同生活 援助	サポートセ ンター虹	八戸市大字尻内 七の字鴨ヶ池一	"
社会福祉法人 サポートセン ター虹	八戸市大字尻内 七の字鴨ヶ池一	児童ピスイ	療育センタ ーはくと	八戸市大字尻内 七の字鴨ヶ池一	"
社会福祉法人 サポートセン ター虹	八戸市大字尻内 七の字鴨ヶ池一	生活介護	デイサービ スセンター	八戸市南白山台 二丁目一七の二	"
社会福祉法人 サポートセン ター虹	八戸市大字尻内 七の字鴨ヶ池一	就労継続 支援A型	はあと・ピ ア虹	八戸市南白山台 二丁目一七の二	"
社会福祉法人 サポートセン ター虹	八戸市大字尻内 七の字鴨ヶ池一	児童ピスイ	サポートセ ンターみら	八戸市大字田 木字中村二〇の	"

青森県告示第六百七十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十一条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 サポートセン ター虹	八戸市大字尻内 七の字鴨ヶ池一	相談支援事業を行う事業所	指定 年月日
名称	主たる事務所の 所在地	名称	
		所在地	
		平成 二〇・一	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社トラスト東北
- 二 代表者の氏名 前田 喜一郎
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町蒔田桑元九四の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第四〇〇二〇七号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社櫛引工業所
- 二 代表者の氏名 櫛引 英嗣
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字皆瀬一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第一七二六号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工、左官、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、板金、ガラス、

防水、内装仕上、熱絶縁、造園工事業に係る特定建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年十月十三日

西北地域県民局長 小野 徳 昭

役員 区別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	工藤 正明	つがる市牛瀧町塚野沢七四の一七	平成三・九・七

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大田光土地改良区の定款の変更を平成二十二年九月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年十月十三日

西北地域県民局長 小野 徳 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生

川土地改良区の定款の変更を平成二十二年九月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年十月十三日

上北地域県民局長 小林 巧 一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭